

さぬきこどもの国規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和7年3月25日

香川県知事 池 田 豊 人

香川県規則第35号

さぬきこどもの国規則の一部を改正する規則
さぬきこどもの国規則（平成7年香川県規則第40号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第1（第7条関係） 1・2 略 3 略				別表第1（第7条関係） 1・2 略 3 附属設備及び器具の使用料			
種別	区分	単位	使用料の額	種別	区分	単位	使用料の額
こども 劇場	略 マイクロホン	略		こども 劇場	略 マイクロホン <u>移動型ステージスピーカー</u>	略 <u>1対につき</u> <u>半日当たり</u> <u>夏期夕刻時</u> <u>間当たり</u>	 <u>410円</u> <u>100円</u>
	ハイビジョン設備 略 略 ビデオプロジェクター	略 略			<u>ステージモニタースピーカー</u> ハイビジョン設備 略 略 ビデオプロジェクター <u>教材提示カメラ</u>	<u>1対につき</u> <u>半日当たり</u> <u>夏期夕刻時</u> <u>間当たり</u> 略 略 <u>1台につき</u> <u>半日当たり</u> <u>夏期夕刻時</u> <u>間当たり</u>	 <u>200円</u> <u>50円</u> <u>940円</u> <u>240円</u>
略				略			
4 略				4 冷暖房使用料			
種別	単位	使用料の額		種別	単位	使用料の額	

		冷房	暖房
こども劇場	半日	<u>4,680円</u>	<u>4,680円</u>
	夏期夕刻時間	<u>1,170円</u>	
研修室	半日	<u>1,680円</u>	<u>1,680円</u>
	夏期夕刻時間	<u>420円</u>	
研修室 1	半日	<u>920円</u>	<u>920円</u>
	夏期夕刻時間	<u>230円</u>	
研修室 2	半日	<u>760円</u>	<u>760円</u>
	夏期夕刻時間	<u>190円</u>	

別表第 2（第14条関係）

- 1 略
- 2 略

種別	区分	単位	金額
こども劇場	略 マイクロホン	略	
研修室	ハイビジョン設備 略 略 ビデオプロジェクター	略 略	
略			

- 3 略

種別	単位	金額
こども劇場	1 時間当たり	<u>1,170円</u>
研修室	1 時間当たり	<u>420円</u>
研修室 1	1 時間当たり	<u>230円</u>
研修室 2	1 時間当たり	<u>190円</u>

		冷房	暖房
こども劇場	半日	<u>4,050円</u>	<u>4,050円</u>
	夏期夕刻時間	<u>1,020円</u>	
研修室	半日	<u>1,430円</u>	<u>1,430円</u>
	夏期夕刻時間	<u>360円</u>	
研修室 1	半日	<u>800円</u>	<u>800円</u>
	夏期夕刻時間	<u>200円</u>	
研修室 2	半日	<u>630円</u>	<u>630円</u>
	夏期夕刻時間	<u>160円</u>	

別表第 2（第14条関係）

- 1 略
- 2 附属設備及び器具の利用料金

種別	区分	単位	金額
こども劇場	略 マイクロホン 移動型ステージスピーカー ステージモニタースピーカー	略 1 対につき 1 時間当たり 1 対につき 1 時間当たり	 <u>100円</u> <u>50円</u>
研修室	ハイビジョン設備 略 略 ビデオプロジェクター 教材提示カメラ	略 略 略 1 台につき 1 時間当たり	 <u>240円</u>
略			

- 3 冷暖房使用料

種別	単位	金額
こども劇場	1 時間当たり	<u>1,020円</u>
研修室	1 時間当たり	<u>360円</u>
研修室 1	1 時間当たり	<u>200円</u>
研修室 2	1 時間当たり	<u>160円</u>

第1号様式（第5条関係）

こども劇場・研修室利用許可申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所
氏 名

（法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名）

電話番号（ ） ー

こども劇場
研 修 室の利用の許可を受けたいので次のとおり申請します。

利用の目的	名 称				入場料の徴収	有・無
	内 容					
利 用 日	年 月 日 ()		利用予定人員			
区 分	利 用 時 間	附 属 設 備 及 び 器 具			利用数	利 用 時 間
こども劇場		こども劇場	拡声装置			時から 時まで
研 修 室	時から 時まで		マイクロホン			時から 時まで
研 修 室 1	時から 時まで		ハイビジョン設備			時から 時まで
研 修 室 2	時から 時まで		調光装置			時から 時まで
冷 房	時から 時まで		サスペンションスポットライト (8台又は12台)			時から 時まで
暖 房	時から 時まで		エフェクトスポットライト (2台)			時から 時まで
利 用 責 任 者			フルコンサートグランドピアノ			時から 時まで
氏名			演台			時から 時まで
連絡先	電話番号 () ー		研 修 室	拡声装置		
		マイクロホン			時から 時まで	
		ビデオプロジェクター			時から 時まで	

第1号様式（第5条関係）

こども劇場・研修室利用許可申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所
氏 名

（法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名）

電話番号（ ） ー

こども劇場
研 修 室の利用の許可を受けたいので次のとおり申請します。

利用の目的	名 称				入場料の徴収	有・無	
	内 容						
利 用 日	年 月 日 ()		利用予定人員				
区 分	利 用 時 間		附 属 設 備 及 び 器 具				利用数
こども劇場	時から 時まで	こども劇場	拡声装置				時から 時まで
			マイクロホン				時から 時まで
			移動型ステージスピーカー				時から 時まで
ステージモニタースピーカー				時から 時まで			
研 修 室	時から 時まで		ハイビジョン設備				時から 時まで
研 修 室 1	時から 時まで		調光装置				時から 時まで
研 修 室 2	時から 時まで		サスペンションスポットライト (8台又は12台)				時から 時まで
冷 房	時から 時まで		エフェクトスポットライト (2台)				時から 時まで
暖 房	時から 時まで		フルコンサートグランドピアノ				時から 時まで
利 用 責 任 者							時から 時まで
氏名		演台				時から 時まで	
連絡先	電話番号 () ー	研 修 室	拡声装置				時から 時まで
			マイクロホン				時から 時まで
			ビデオプロジェクター				時から 時まで
			教材提示カメラ				時から 時まで

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。